

福岡市 P T A 協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、福岡市 P T A 協議会（以下「市 P 協」という）と称する。

(構 成・会 員)

第 2 条 本会は、福岡市立小学校・中学校・特別支援学校各単位 P T A をもって構成する。

2 本会の会員とは、本会を構成する各単位 P T A の保護者並びに教職員をいう。

3 本会は、その目的を同じくする関係組織（公益社団法人日本 P T A 全国協議会及び九州ブロック P T A 協議会）へ加入する。

(目 的)

第 3 条 本会は、単位 P T A（以下「単 P」という）相互の連携を密にし、共通の課題解決に一致協力するとともに、P T A 本来の使命達成を期することを目的とする。

(1) 学校教育の振興並びに、児童生徒の健全育成を図る。

(2) 福岡市における P T A 活動の活性化と共に、生涯学習社会における会員の資質向上を図る。

(方 針)

第 4 条 本会の方針は次のとおりとする。

(1) 本会は社会教育団体として、不偏不党、営利を目的とせず、宗教・政治にかかわらない。

(2) 本会と同じ目的を持つ、諸団体・機関の活動に協力する。

第 2 章 事業及び活動

(事 業)

第 5 条 本会は、第 3 条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 単 P 相互の連絡調整及び情報交換事業

(2) 単 P 共通の課題解決のための共同事業

(3) 単 P の安全教育推進のための支援事業

(4) 福岡市社会教育・青少年の健全育成等に関する協力事業

(5) 本会主催、並びに共催・後援による会員の研修事業

(6) 調査及び必要資料の提供等と、機関紙の発行事業

(7) 九州ブロック P T A 協議会・（社）日本 P T A 全国協議会等関係諸団体との連絡協議と協賛事業

(8) 関係機関及び諸団体への要望・要請事業

(9) その他本会の目的達成に必要な事業

(活 動)

第6条 本会は、第3条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 福岡市学校教育に関する教育諸条件の改善、教育施設の整備、教育環境の浄化等のための活動をする。
- (2) 福岡市学校教育にかかわる諸問題を解決するために、行政機関及び諸団体との連携を密にし、協力する。
- (3) 単P及び小学校・中学校各区PTA連合会（以下「区P連」という）並びに特別支援学校PTA連合会（以下「特P連」という）との連携を図るために情報交換を行い協力して事業を推進する。
- (4) PTA研修活動等の推進に努めると共に、指導者研修会を開催し、PTA活動の充実発展を図る。

第3章 機 関

第1節 総 会

(構 成)

第7条 総会は、次によって構成される。

- (1) 市P協の役員、理事、監査及び小・中・特別支援学校各校長会代表
- (2) 単Pの会長、担当副会長、校長

(目 的)

第8条 総会は、単Pの意向が反映され、共通理解の基に公平な運営を推進するために行う。

(権 限)

第9条 総会は、次の事項の審議及び承認決議を行う。

- (1) 事業報告
- (2) 決算
- (3) 事業計画
- (4) 会費
- (5) 予算
- (6) 役員・監査
- (7) 会則改正
- (8) その他運営に必要な事項

(定足数・決議要件)

第10条 総会は、構成員の3分の2（委任状を含む）を定足数とし、出席者の過半数をもって決議する。

- 2 会長が、必要かつ緊急と認めるときには、理事会の承認を経た上で、オンライン上で総会を開催することができる。定足数・議決要件については、通常のカンファレンスと同様である。
- 3 会長が、必要かつ緊急と認めるときには、理事会の承認を経た上で、書面による総会を開催することができる。定足数については、構成員の3分の2の「書面表決書」の提出をもって充足することとし、その過半数の賛否をもって、決議を行うことができる。
- 4 詳細については、別途細則にて規定する。

(定期総会)

第11条 定期総会は、会長が招集し、年1回開催する。

(臨時総会)

第12条 会長が必要と認めた場合、及び理事会決議並びに総会構成員の3分の1以上の書面による要請がある場合においては、臨時総会を開催しなければならない。

第2節 役員及び役員会

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名

※但し、理事との兼務はできない。

(任務)

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、総務、会計、書記を分掌し任務にあたる。
また、会長に事故あるときはその任務を代行する。
 - 2 総務担当は、本会運営に必要な事項の調整にあたる。
 - 3 会計担当は、本会の会計及び財務管理をつかさどる。
 - 4 書記担当は、本会の活動事項及び会議の記録を取り、文書管理をつかさどる。

(役員会)

第15条 役員会は、第13条の役員と小・中・特別支援学校各校長会代表をもって構成し、総会及び理事会の決議事項、並びに委任事項が円滑且つ正確に執行できるよう検討し、調整指導にあたる。但し、緊急を要する審議事項（会計処理を除く）については、役員会で処理し、後日理事会の承認を得るものとする。

- 2 役員会は原則として会長が招集し、定員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。

第3節 理事及び理事会

(理事)

第16条 本会に次の理事を置く。

- (1) 小学校各区P連会長・担当副会長代表 14名
- (2) 中学校各区P連会長・担当副会長代表 14名
- (3) 特P連代表・担当副会長代表 2名
- (4) 市P協常置委員会委員長 3名

(任 務)

第17条 理事は、理事会において、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において委任された事項
- (3) 本会のPTA組織並びに各種委員会からの提案及び提出された各事項
- (4) その他、会務運営上必要な事項

(理事会)

第18条 理事会は、第15条の役員会構成員・第16条の理事をもって構成し、前条の事項について審議決定する。

- 2 理事会は、原則として会長が招集し、定員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。
- 3 会長が、必要かつ緊急と認めるときには、オンライン上で理事会を開催することができる。定足数・議決要件については、通常で開催と同様である。
- 4 会長が、必要かつ緊急と認めるときには、書面による理事会を開催することができる。定足数については、構成員の3分の2の「書面表決書」の提出をもって充足することとし、その過半数の賛否をもって、決議を行うことができる。
- 5 詳細については、別途細則にて規定する。

第4節 監 査

(監 査)

第19条 本会に監査を置く。

- (1) 小学校PTAから 1名
- (2) 中学校PTAから 1名
- (3) 特別支援学校PTAから 1名

※但し、役員・理事との兼務はできない。

(任 務)

第20条 監査は、本会の会計財務監査をつかさどる。

第5節 任期等

(任 期)

第21条 役員・理事・監査の任期は1年とし、再任を妨げない。但し役員・監査は同一役職5年を限度とする。

- 2 欠員による補充の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議・委員会

第1節 会議

(会議)

第22条 本会の円滑な運営を図るために、次の会議を置く。

- (1) 小学校PTA代表者会
- (2) 中学校PTA・特P連代表者会
- (3) 担当副会長代表者会
- (4) 事務局長会
- (5) その他、会務運営上必要な会議

2 会議は原則として会長が招集し、定員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもってこれを決議する。

3 各会議は、それぞれ互選により議長1名、副議長1名を選任する。

(小学校PTA代表者会・中学校PTA・特P連代表者会)

第23条 小学校PTA代表者会・中学校PTA・特P連代表者会はそれぞれ次によって構成する。

- (1) 小学校各区P連会長 7名
- (2) 中学校各区P連会長 7名
- (3) 特P連会長 1名

2 小学校PTA代表者会・中学校PTA・特P連代表者会は、各区P連、特P連との連携を密にし、小・中・特別支援学校PTAの独自性及び特色を向上させるための会議を行う。

(担当副会長代表者会)

第24条 担当副会長代表者会は、次によって構成する。

- (1) 小学校各区P連担当副会長 7名
- (2) 中学校各区P連担当副会長 7名
- (3) 特P連担当副会長 1名

2 担当副会長代表者会は、各単P及び各区P連、特P連との連携を密にし、その円滑な活動を図るために会議を行う。

(事務局長会)

第25条 事務局長会は、次によって構成する。

- (1) 小学校各区P連事務局長 7名
- (2) 中学校各区P連事務局長 7名
- (3) 特P連事務局長 1名
- (4) 市P協事務局長 1名

2 事務局長会は、各区P連・特P連並びに市P協との連携を密にすると共に、情報交換及び事務処理等の課題事項を検討する。

第2節 委員会

(委員会)

第26条 本会に次の委員会を置く。

(1) 常置委員会

(ア) 研修委員会 (イ) 広報委員会 (ウ) 教育問題委員会

(2) 特別委員会

必要に応じて理事会の承認を得て設置する。

2 委員会は原則として会長が招集し、定員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。

(委員会の構成)

第27条 各委員会の委員は会員より選出し、それぞれ互選により委員長1名、副委員長1名を選任する。

2 各常置委員会は、次によって構成する。

(1) 小学校各区P連代表 7名

(2) 中学校各区P連代表 7名

(3) 特P連代表 1名

(4) 小・中各校長会代表 2名

3 特別委員会は、理事会の決定をもって構成する。

(任 務)

第28条 各常置委員会は、次の事項を審議し理事会に提案する。

(1) 研修委員会は、PTA活動の活性化、並びに会員の資質向上を目指した研修企画等に関する事項

(2) 広報委員会は、PTA活動への理解と必要性の認識、及びPTA意識向上を促す広報活動、並びに、機関紙発行に関する事項

(3) 教育問題委員会は、教育諸条件の改善、教育施設の整備等に関する行政機関への要望、並びに教育諸問題に関する事項

2 特別委員会は、委嘱された事項を審議し、理事会に提案する。

(任 期)

第29条 委員の任期はすべて1年とする。但し、再任を防げない。

2 欠員による補充の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会計

(会計)

第30条 本会の経費は、会費、行政機関の補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

第6章 選任

第1節 役員・監査の選考

(選考)

第32条 本会の役員・監査の選出は、選考委員会がその任に就く。

(選考基準)

第33条 選考基準は、つぎの(1)、(2)を共に満たすものとする。

(1) 現役の総会構成員であること。

(2) 区P連・特P連の役員の実験者又は本会の役員・理事・常任委員会委員の実験者であること。

※但し、(1)については、選出が困難な場合、現役の会員であり、且つ児童・生徒の保護者であればよいものとする。

第2節 選考委員会

(選考委員会)

第34条 選考委員会は、9名の選考委員によって構成し、互選により内1名を委員長、内1名を副委員長に選任する。

(選考委員)

第35条 選考委員は理事会において、理事及び校長会代表より選出する。

(1) 各区より 1名

(2) 特P連より 1名

(3) 校長会代表より 1名

2 選考委員は、役員・監査の候補とならない。

(任期)

第36条 選考委員の任期は、理事会において選出されたときから、総会において役員・監査が承認されるまでとする。選考委員に欠員が生じた場合は、理事会においてすみやかに、これを補充する。

(任務)

第37条 選考委員会は、本会の役員・監査を選出し、理事会にはかり、総会に推挙する。

第7章 事務局

(事務局)

第38条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は次により構成する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名
- (3) 補助要員 若干名

(任免・任務)

第39条 事務局長及び事務局員等の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

2 事務局長及び事務局員等は、本会の資産を管理し、会計業務処理、及び本会の会議・活動に関する資料作成、並びに連絡業務・会場設定等の全体補助業務を行う。

第8章 顧問

(顧問・名誉顧問)

第40条 本会に顧問・名誉顧問を置くことができる。

顧問は本会の会長経験者にして理事会の承認を得て会長が委嘱する。
但し、任期は1年とする。

第9章 改正

(改正)

第41条 本会の会則改正は、そのつど改正特別委員会を設け、審議検討し、理事会の承認を得た後、総会にはかり、承認決定の後に施行する。

第10章 細則等

(細則等)

第42条 本会の運営にあたっては、別途細則等をもうける。

2 細則等は、理事会の承認をもって改正施行する。

(会則発効)

この会則は

| | | | |
|-------|-----|-----|---------|
| 昭和47年 | 4月 | 1日 | より施行する。 |
| 昭和49年 | 7月 | 4日 | 一部改正 |
| 昭和50年 | 7月 | 2日 | 一部改正 |
| 昭和52年 | 7月 | 20日 | 一部改正 |
| 昭和52年 | 12月 | 15日 | 改正 |
| 昭和54年 | 7月 | 16日 | 一部改正 |
| 昭和56年 | 6月 | 4日 | 一部改正 |
| 昭和60年 | 6月 | 6日 | 一部改正 |

| | | | |
|---------|-----|------|------|
| 平成 6 年 | 4 月 | 1 日 | 改 正 |
| 平成 10 年 | 4 月 | 1 日 | 改 正 |
| 平成 12 年 | 6 月 | 2 日 | 一部改正 |
| 平成 13 年 | 2 月 | 20 日 | 改 正 |
| 平成 16 年 | 5 月 | 18 日 | 一部改正 |
| 平成 19 年 | 5 月 | 25 日 | 一部改正 |
| 平成 23 年 | 5 月 | 26 日 | 一部改正 |
| 平成 27 年 | 5 月 | 27 日 | 一部改正 |
| 平成 29 年 | 5 月 | 25 日 | 一部改正 |
| 令和 2 年 | 6 月 | 11 日 | 一部改正 |

運 用 細 則

(単位 P T A の構成)

第 1 条 会則第 2 条の単位 P T A は、その会員をもって構成する。

(運 営)

第 2 条 本会は、単位 P T A の会員をもって運営する。

(会 員)

第 3 条 会則第 3 条、第 5 条、第 27 条、第 28 条、第 33 条における会員とは、単位 P T A の会員とする。

(担当副会長の任務)

第 4 条 会則第 7 条の担当副会長は、単 P と市 P 協・各連合会の情報処理を行う。

2 会則第 7 条の担当副会長は、市 P 協・各連合会との連携を図るために会議等に出席する。

(選 考)

第 5 条 会則第 32 条については、幅広く公平に選考するため、学校種別・性・地域・経験等を充分考慮する。

(権 限)

第 6 条 会則第 9 条 (3) および (5) については、緊急の場合、一般会計予備費あるいは特別会計 2 より、理事会の承認を得て支出することができる。

(オンライン総会について)

第 7 条 オンラインにて総会を開催する場合、総会参加者が構成員本人であることを確実に確認すること。

2 総会の模様を録画するなどして、不必要に第三者に流布しないように注意喚起すること。

- 3 オンラインによる総会開催の手続きの中で収集した個人情報の管理を厳重に行うこと。

(書面総会について)

- 4 各議案に関する質問事項については、一定の期間を設けて受付期間と回答期間を明示すること。

(オンライン理事会について)

第8条 オンラインにて理事会を開催する場合、参加者が理事本人であることを確実に確認すること。

- 2 理事会の様相を録画するなどして、不必要に第三者に流布しないように注意喚起すること。
- 3 理事会開催の手続きの中で収集した個人情報の管理を厳重に行うこと。

(書面理事会について)

- 4 各議案に関する質問事項については、一定の期間を設けて受付期間と回答期間を明示すること。

(通常の理事会・オンライン理事会共通事項)

- 5 書面理事会以外の形式で理事会を開催する場合、欠席者は委任状の提出を持って参加者として認めることとする。

付 則

| | | | | |
|---------|-----|----|-----|------|
| この細則は平成 | 16年 | 5月 | 18日 | 一部改正 |
| | 23年 | 5月 | 6日 | 一部改正 |
| 令和 | 2年 | 8月 | 6日 | 一部改正 |

会 計 細 則

本会の会計運用の詳細について定めるものとする。

1 一般会計

- ・収入
会費収入及び行政などからの事業補助金等
- ・支出
各種活動費ならびに諸経費、交通費、研修費等

2 保険特別会計（旧特別会計1）

- ・収入
総合保障制度事務手数料
- ・支出
連合会活動費、研修会諸経費、三P協事業等、手数料還付にかかわる諸経費等

3 積立基金（旧特別会計2）

- ・収入
一般会計より繰入金
積立基金の原資は安全互助会見舞金給付基金として平成11年度までに積み立てられた80,142,067円及び過年度からの繰越金である。
- ・支出
 - ① 福岡市PTA協議会の主催・主管する事業に助成する。
 - ・PTA啓発研修大会等の研修会
 - ② 福岡市PTA協議会の主催・主管する特別な事業に助成する。
下記に例示するとおりである。
 - ・日本PTA全国研究大会福岡市大会
 - ・九州ブロックPTA研究大会福岡市大会
 - ・政令指定都市PTA情報交換会福岡市大会
 - ・福岡市PTA協議会 周年行事 等
 - ③ PTA活動災害保障制度保険料一部負担
 - ④ 大災害により、子どもを中心とする教育機関の支援が必要な時のための義援金。
 - ⑤ 不時の支出があった場合、年度間の財政調整に用いる。
 - ⑥ 緊急且つ重要な案件については理事会承認により支出可とする。

各年度における使途は、予算に計上して総会で承認を受ける。

この細則の改廃は、役員会及び理事会にて協議決定する。

付 則

この細則は平成25年 3月 7日 より施行する。

旅 費 細 則

1. 本会に属する各種会議については、交通費として¥1,000を支給する。
2. 会長の依頼を受けて県内外へ出張する場合は、この細則により旅費を支給する。
 - ① 交通費・・・実費
 - ② 宿泊費・・・実費（ただし、上限を¥20,000とする）
 - ③ 懇親会費・・・実費
 - ④ 手 当・・・1日¥10,000 但し、県内は1日5,000円とする。
半日（日帰り）¥5,000
3. 本会の推薦により個人表彰（日P・九P）を受ける場合は、交通費の実費を支給する。
但し、支給は本人のみとする。
4. この細則の改廃は、役員会及び理事会にて協議決定する。

付 則

この細則は平成 6年 4月 1日 より施行する。
平成 10年 4月 1日 改 正

慶 弔 細 則

1. この細則は福岡市PTA協議会の慶弔に関する事項について定める。
2. 対象者は総会の構成員を原則とするが、協議を必要とする場合は、役員会にて協議決定する。
3. 慶 事・・・¥5,000及び祝電（開校祝、及び周年行事を原則とする）
4. 弔 事・・・¥5,000及び弔電
5. 見舞い・・・¥3,000 ・入院2週間以上
・火災、天災による家屋の損害
6. 慶弔に関する出席・会葬については、会長または当該区代表で対応する。
7. 本規による贈呈に対しては、一切返礼をしない事とする。
8. この細則の改廃は、役員会及び理事会にて協議決定する。

付 則

この細則は平成 6年 4月 1日 より施行する。
平成 10年 4月 1日 改 正

表 彰 細 則

1. 趣 旨

P T A本来の目的・性格に照らし、本会運営の充実発展に貢献された個人もしくは優秀な実績をあげられている団体を賞し、本会の発展に資することを目的とする。

2. 表彰内容

本会に次の表彰類をおく。

(1) 個人表彰

(ア) 会長感謝状

- ・単位P T Aの会長を通算2年以上、もしくは担当副会長を通算2年以上努め、その役職を辞するもの

(イ) 会長表彰状

- ・単位P T Aの会長を通算5年以上、もしくは担当副会長を通算5年以上努め、その役職を辞するもの

(ウ) 市長感謝状

- ・福岡市P T A協議会の役員・理事を務め、その役職を辞するもの

(エ) 県教育委員会感謝状

- ・福岡市P T A協議会の役員を務め、その役職を辞するもの

(オ) その他、関係諸団体からの依頼、もしくは本会の運営に貢献され、理事会が推薦するもの

(2) 団体表彰

(ア) 会長表彰状

- ・青少年の健全育成、P T Aの発展向上に寄与され、理事会が推薦する単位P T Aもしくはその団体

(イ) その他

- ・日本P T A全国協議会・九州ブロックP T A協議会など関係団体からの依頼による各種表彰の推薦

3. 選 考

表彰選考については、本会表彰選考委員会において審議し理事会にて承認する。

4. 表 彰

表彰については、原則として本会の総会において授与するものとする。

やむをえない場合は、その都度理事会にて審議し対処する。

5. その他

この細則の改廃は、役員会及び理事会にて協議決定する。

付 則

この細則は平成 22年 5月 6日 改 正